

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社YU-WA Creation Holdings  
(旧会社名 京都きもの友禅株式会社)

【英訳名】 YU-WA Creation Holdings Co.,Ltd.  
(旧英訳名 KYOTO KIMONO YUZEN CO.,LTD.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服 部 雅 親

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

【電話番号】 (03) 3639-9191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 粕 谷 進 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号

【電話番号】 (03) 3639-9191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 粕 谷 進 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 2021年6月28日開催の第50期定時株主総会の決議により、2021年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額36,575,733円

##### ロ 効力発生日

2022年6月27日

#### 第2号議案 資本金の額の減少の件

2022年6月24日を効力発生日として、資本金1,215,949,405円のうち1,115,949,405円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

(1) 当社グループ事業の現状に適應するため、第2条(目的)を一部修正するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、第20条の新設及び削除、並びにそれに伴う附則を設けるものであります。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

服部雅親、粕谷進一、橋本和之、日笠祐二及び橋本泰を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

有川勉、辻友崇及び細川大輔を監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

出口桂太郎を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	61,483	1,129	0	(注)1	可決 98.06
第2号議案 資本金の額の減少 の件	60,076	2,534	0	(注)2	可決 95.82
第3号議案 定款一部変更の件	61,644	968	0	(注)2	可決 98.31
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
服部 雅親	52,755	9,857	0		可決 84.14
粕谷 進一	53,363	9,249	0	(注)3	可決 85.11
橋本 和之	54,395	8,217	0		可決 86.75
日笠 祐二	61,007	1,605	0		可決 97.30
橋本 泰	54,346	8,266	0		可決 86.67
第5号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
有川 勉	57,794	4,818	0	(注)3	可決 92.17
辻 友崇	60,905	1,707	0		可決 97.14
細川 大輔	61,131	1,481	0		可決 97.50
第6号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	61,118	1,493	0	(注)3	可決 97.48

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。